⑷～⑹　（略）

⑺　第９の１の⑴又は第20の１の移動制限区域内の農場等を直ちに特定等できるよう、農場ごとに、豚熱が発生した場合の初動防疫に必要な情報（農場の所在地、畜種、飼養頭数、埋却地又は焼却施設（以下「埋却地等」という。）の確保状況等）を把握し、地図情報システム等を活用して整理する。また、農場ごとに豚等の飼養状況、畜舎間の移動等に係る情報の把握に努める。

⑻　豚等の所有者に対し、食品残さを含む飼料を給与しているかどうかを確認する。飼養衛生管理基準に基づき、肉を扱う事業所等から排出された食品残さの給与が認められる場合には、当該食品残さについて適切な処理を行うこと及び未処理の食品残さについては豚等の飼養場所と完全に隔離することについて指導する。

⑼・⑽　（略）

３　（略）

４　関連事業者の取組

⑴　消毒等の病原体拡散防止措置を講ずる。

⑵　（略）

５　豚等の所有者の取組

⑴　豚等につき、豚等の伝染性疾病の発生を予防し、当該豚等に起因する豚等の伝染性疾病のまん延を防止することについて第一義的責任を有していることを自覚し、豚等の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止のために、必要な知識及び技術の習得に努めるとともに、豚等の飼養に係る衛生管理その他の措置を適切に実施するよう努める。

⑵　１から４までに規定する農林水産省、地方公共団体等の取組に協力する。

第２－２　発生に備えた体制の構築・強化

１　農林水産省の取組

⑴～⑷　（略）

⑸　発生時に、都道府県が防疫作業に係る民間事業者を迅速に活用できるよう、あらかじめ民間事業者のリストを作成するとともに、各都道府県と当該リストの共有を図る。

⑹　必要に応じ、全都道府県を対象とする防疫演習を開催し、問題点の把握とその解消を図るとともに、その共有を行う。

２　都道府県の取組

⑴　発生時に円滑に初動防疫対応を実施することができるよう、都道府県内の最大規模の農場における発生を想定し、以下の点に留意して動員計画及び必要となる資材の調達計画を事前に策定し、農林水産省消費・安全局動物衛生課（以下「動物衛生課」という。）に報告する。

①　（略）

②　都道府県内からの動員のみでは迅速な防疫措置の実施が困難であることが見込まれる場合には、民間事業者の活用を検討するとともに、農林水産省、独立行政法人家畜改良センター等の職員や他の都道府県からの家畜防疫員の派遣について、事前に動物衛生課と協議する。

③・④　（略）

⑵～⑷　（略）

⑷～⑹　（略）

⑺　第９の１の⑴又は第20の１の移動制限区域内の農場等を直ちに特定できるよう、農場ごとに、豚熱が発生した場合の初動防疫に必要な情報（農場の所在地、畜種、飼養頭数、埋却地又は焼却施設（以下「埋却地等」という。）の確保状況等）を把握し、地図情報システム等を活用して整理する。

⑻　豚等の所有者に対し、食品残さを給与していないことを確認する。給与が認められる場合には、当該食品残さについて適切な処理を行うこと及び未処理の食品残さについては豚等の飼養場所と完全に隔離することについて指導する。

⑼・⑽　（略）

３　（略）

４　関連事業者の取組

⑴　消毒等の病原体の拡散を防止するための措置を講ずる。

⑵　（略）

（新設）

第２－２　発生に備えた体制の構築・強化

１　農林水産省の取組

⑴～⑷　（略）

（新設）

⑸　定期的に全都道府県を対象とする防疫演習を開催し、問題点の把握とその解消を図るとともに、その共有を行う。

２　都道府県の取組

⑴　発生時に円滑に初動防疫対応を実施することができるよう、都道府県内の最大規模の農場における発生を想定し、以下の点に留意して動員計画及び必要となる資材の調達計画を事前に策定し、農林水産省消費・安全局動物衛生課（以下「動物衛生課」という。）に報告する。

①　（略）

②　都道府県内からの動員のみでは迅速な防疫措置の実施が困難であることが見込まれる場合には、農林水産省、独立行政法人家畜改良センター等の職員や他の都道府県からの家畜防疫員の派遣について、事前に動物衛生課と協議する。また、なお困難であることが見込まれる場合には、自衛隊への派遣要請について、事前に動物衛生課と調整する。

③・④　（略）

⑵～⑷　（略）